

改正

昭和60年3月25日規則第6号

平成2年3月31日規則第6号

平成4年4月1日規則第16号

平成7年9月29日規則第17号

平成9年3月31日規則第8号

平成12年3月10日教委規則第1号

平成13年9月25日教委規則第4号

平成14年3月27日教委規則第7号

平成22年3月31日規則第11号

平成24年7月13日規則第27号

平成25年6月19日規則第26号

令和2年9月11日規則第26号

令和3年3月31日規則第10号

青梅市スポーツ振興基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市スポーツ振興基金条例（昭和58年条例第40号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(基金の処分による援助等)

第2条 条例第5条に規定する青梅市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）の処分による援助は、次の各号に定める場合に行うことができる。

- (1) 市民および青梅市の区域内（以下「市内」という。）に活動の本拠のある個人（以下「市民等」という。）または市内に活動の本拠のある団体（以下「団体」という。）が、予選等を勝ち抜き、もしくは推薦、選抜もしくは標準タイムにより国際大会（公益財団法人日本スポーツ協会ならびに公益財団法人日本レクリエーション協会およびその加盟団体が日本の代表として派遣する大会）または全国大会（文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会ならびに公益財団法人日本レクリエーション協会およびその加盟団体のいずれかが主催する大会）に出場するとき。

(2) 市内に活動の本拠のある団体（青梅市スポーツ協会、同加盟競技団体および市長が認める団体）が、広く市民を対象として体育、スポーツおよびレクリエーションの普及ならびに向上を目的とする講習会、教室または講演会（以下「講習会等」という。）を開催するとき（以下「講習会等開催時」という。）または市長が認める団体が小中学生対象のスポーツ普及事業を開催するとき（以下「スポーツ普及事業開催時」という。）。

(3) 団体（青梅市スポーツ協会、同加盟競技団体および市長が認める団体）が市内全域以上かつ広く市民（在勤、在学者含む。）を対象とする大会を主催または主管するとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、特に基金による援助を必要と認めるとき。

2 条例第5条に規定する基金の処分による表彰は、別に定める基準により行うことができる。

（援助対象経費等）

第3条 前条第1項各号の場合の援助対象経費、限度額等は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 前条第1項第1号

ア 正規の登録者のうち、市内に在住、在勤または在学する者の交通費および宿泊料を対象とし、次の(ア)および(イ)に掲げる額等を限度として援助する。

(ア) 交通費 青梅市職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第13号）の例により算定した額の2分の1（市長が必要と認めるときは、全額とする。）

(イ) 宿泊料 1人につき1泊5,000円かつ2泊

イ 前記アの規定にかかわらず、交通費および宿泊料の援助額を合算した額は、1人につき1万円（外国で行われる大会に出場する場合にあっては、7万円）または1団体につき10万円、かつ、国内で行われる大会、外国で行われる大会それぞれ同一年度内1人1回（市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。）を限度とする。

(2) 前条第1項第2号

ア 講習会等開催時

講師等の謝礼金（1事業につき2人かつ別に定める基準を限度とする。）、施設使用料および機器等借上料を対象とし、同一年度の事業のうち1団体につき1事業かつ5万円を限度として援助する。ただし、市民スポーツの普及のため、著名な講師等を招いて行う市長が認める特別な講習会等を開催するときは20万円を限度に援助する。

イ スポーツ普及事業開催時

予算の範囲内で援助する。

(3) 前条第1項第3号

ア 援助対象経費

施設使用料および機器等借上料を対象とする。

イ 限度額等

当該団体が直接負担しなければならない額の範囲内で同一年度の大会のうち、1団体につき1大会かつ市民等の参加者が半数を超える大会にあつては5万円、市民等の参加者が半数以下の場合で市長が認める大会にあつては25,000円を限度として援助する。

(4) 前条第1項第4号 市長が、青梅市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その答申を受けて決定した額を援助する。

(表彰)

第4条 市長は、第2条第2項に規定する表彰を行うときは、審議会に諮問し、その答申を受けて被表彰者を決定するものとし、被表彰者に対し、別に定める基準により賞状等を贈呈することができる。

2 前項の表彰は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日に行う。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(援助の申請)

第5条 基金による援助を受けようとする者は、青梅市スポーツ振興事業援助申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第2条第1項第2号および第3号の援助を申請しようとするときは、当該年度分の申請書を毎年6月までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(援助の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、審議会に諮問し、その答申を受け、かつ、予算の範囲内で援助の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により援助を決定したときは、青梅市スポーツ振興事業援助決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(援助決定の取消し等)

第7条 前条の規定により援助の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消し、またはすでに交付した援助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、援助の決定を受けたとき。

(2) 援助金を他の用途に使用したとき。

(3) 援助の決定内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第8条 基金の援助を受けた者は、対象事業が終了したときまたは援助の決定にかかる会計年度が終了したときは、青梅市スポーツ振興事業援助実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。